

楽しいオンライン申請



宮崎支部 栗山 俊治

No.1. オンライン申請～滅失登記

平成17年3月22日 さいたま地方法務局上尾出張所から始まったオンライン指定は、順次指定庁が増え、私の所属する宮崎地方法務局は、11月28日から開始となりました。以前からオンライン申請に興味を持ち、思いがけず11月30日に申請の機会に恵まれ、早速、午後から作業に取りかかり、2時間ほどで無事受付完了となりました。

申請そのものはいたって単純な操作ですが、そこに至るまではそれなりの事前準備作業に時間を費やすことになります。

たいして他に趣味もなく、団塊の世代の小生にとっては、パソコンが趣味といえば趣味のようなものですが、登記の手続のオンラインなど、ちょっと慣れれば誰でもできます。

オンライン申請は使いづらい、普及しない、問題がある等々色々悪い話ばかり耳にしますが、自分で使ったこともないのに批判するのも失礼なので、とにかく体験してみようというのが、動機でしょうか。

今回のオンライン申請は滅失登記でした。

もちろん調査士の認証局が立ち上がっていないので、調査士資格で代理申請はできません。

自分の住基ネットカードを使い、代理申請する方法（資格者限定のシステムではありません）もありますが、今回は本人申請で、自分は申請を手伝う形態をとりました。

申請人側にはオンライン申請設備はありませんので、全部こちらで準備します。

申請人にやってもらうことは、住基カード取得と、公的個人認証取得です。

宮崎市の場合、印鑑登録証カードを平成21年度までの切替とリンクさせているので住基カード取得者は多いようです。

後は個人認証を取得させればよいだけですから、説得は比較的容易です。

No.2. 事前準備機器通信環境

ノートパソコン1台と、インターネット接続（できれば光：BBIQ等）していれば誰でもできます。
小生のパソコン環境仕様

SONYのバイオシリーズ

- ・SONY VGN-E70B/B（2年前に買った機種）
- ・60GBハードディスク(UltraATA/100対応)
- ・512MBメモリー(DDR SDRAM)

当時価格ドットCOMで17万円くらいです。送料込みでも地元の量販店よりも安かった。

- ・ルーターはCOREGAの無線対応の一番安い機種。
- ・スキャナー（B4の図面を考慮しなければA4の安いスキャナーで十分。）

A4で読み込んでフォトショップで加工してB4にする方法もありますから。

No 3. 事前準備住基ネット

- 写真付きの住基カードであれば、それが身分証明になるので、年配の方でも比較的簡単です。
- 本人申請であれば後は簡単、住基カードだけで処理できます。
- 図面なしの申請事件であれば、添付書類をPDFファイルにして本人の電子署名を住基カードでやればよいだけです。
- 当然、資格者は自分が住基ネットを取得していることが前提です。
- 宮崎市のカードは接触型なのでカードリーダーは2,000円の安いやつで十分です。
- 本人申請といっても本人がオンライン申請をするのは、無理ですので、資格者が申請のお手伝いをするようになります。申請者には申請設備がないので全部資格者がお膳立てをします。そのために住基ネットについても資格者も取得してどんなものか知っておく必要があります。

No 4. 事前準備ソフト環境

- エクセル、ワードはパソコンに添付されているやつ
- 小生は民族派なので昔から一太郎。これに使い慣れてるとワードはかなり使いにくいソフトに思える。
- 当然辞書はATOK
- Adobe Acrobat 6.0 Professional
- Adobe Photoshop 7.0
- スキャナーのドライバーソフト (スキャナーメーカーのHPから最新版を落とすこと)
- Internet Explorer Ver6.0 SP2 エクスプローラは危ないから他のでやりたいのですが、これを使わないとオンライン申請はどうもうまくいかないみたいです?
- セキュリティソフト (小生はNorton Internet Security 2005を入れている) とWindows Updateをこまめに行うこと、それと怪しいサイトや添付ファイルを安易に開けないことにより、自己防衛すること。
- 測量ソフトは、ブルートレンド (最初に使ったソフトを一旦使い始めると、他の測量ソフトに乗り換えはなかなか難しい。) ついでにSkypeを入れておくといいでしょう。よく連絡を取り合う事務所間で固定電話代わりになりますよ。
- スピーカーは大抵パソコン内蔵ですが、マイクは付いてない場合はマイクのみか、カメラ付きか、ニーズに合わせて価格ドットCOMで格安で手に入れましょう。
- つぎに申請書を作成するための「申請書作成支援ソフト」を法務省HPオンライン申請のコーナーからダウンロードしてよいよ本当の事前準備編となります。
- ノートパソコン1台に上記のソフトをインストールしておくと、いつでもどこでも仕事ができ、オフィスはどこでもいいという状況になります。(会社のサーバーはどこかに設置しておく必要はありますが) ドラえもんのどこでもドア状態といえましょうかパソコンはほんとに便利な道具です。

No 5. 事前準備編

次に、法務省のオンライン申請コーナーにアクセスして準備を進めることになります。

初心者マークの事前準備ステップ2・JREのインストールについてちょっとふれてみましょう。

JAVAのバージョンは1.3.1_16というかなり古いバージョンを使えと指示されていますが、現バージョン1.5でも動きます。ただし最後の公文書検証過程で不具合がでてしまいます。

今回は1.5でオンライン申請をしましたが、登記完了証をダウンロードするまでは何ら不都合はありません。

最後の公文書検証過程は別の1.3.1_16をインストールしたパソコンで検証を無事行うことができました。

JAVAについては以前からかなり批判がありましたが、早く改善してもらいたいものです。

かたがJAVAされどJAVA……JAVAには泣かされる。

(ステップ4) 電子署名(デジタル署名)に必要な申請者の電子証明書の取得

ここで代理申請についてふれてみましょう。

マニュアルにこんな説明が掲載されています。

代理人申請の場合

委任による代理人が申請する場合には、次の2つの方法があります。

(ア) 申請書様式に組み込まれた委任状を利用する場合

申請書様式には、委任者(申請人本人)及び受任者たる代理人双方が電子署名を行う必要があります。

その場合、一般的には、代理人が申請書様式に基づいて登記申請に必要な事項を編集(入力)し、「委任による代理人」の区分に掲げられた電子証明書を用いて電子署名を行います。

次に、適宜の方法で委任者に代理人が電子署名した申請情報を申請人本人に送信します。

申請人本人は、自己のパソコンに送信された申請情報を保存し、法務省オンライン申請システムにログインした上で、「委任による代理人以外の者」の区分に掲げられた電子証明書を用いて電子署名を行います。

そして、適宜の方法により、申請情報を代理人へ送信し、代理人はそれを法務省システムに送信することとなります。

(イ) 別途申請人等が作成した委任状を利用する場合

申請書様式には、受任者である代理人のみが電子署名を行うこととなります。その場合の電子署名の方法は、前記手続の流れの【本人申請の場合】⑤から⑦までによることとなります(電子署名された委任状(委任情報)は⑥の添付情報の設定で申請情報に添付されることとなります)。

ふつう想定されるのは、申請人＝公的個人認証＝住基ネットカード、代理人＝連合会認証局＝資格者カードで電子署名ということでしょうか。ここで代理人は住基カードでも申請できますよね。

資格者がオンライン申請を利用していないとなると、ちょっとパソコンいじるのが好きな人だったら代行どんどんやってしまいそうですね。

No6. PDFファイル編

法務省のオンライン申請コーナーの事前準備編PDF署名プラグインのインストールで次のような説明がなされています。

PDFファイルに電子署名を行う場合の手順は、以下のとおりとなります。

- (1) AdobeAcrobat5.0または6.0 (Standard、Professional) を別途用意(有料)し、パソコン環境にインストールする。
- (2) オンライン申請する際の添付ファイルをPDF形式に変換する。
- (3) 必要に応じてPDF署名プラグインをパソコン環境にインストールし、PDF署名を行う。
PDF署名プラグインをダウンロードする場合は、をクリックしてください。

※1 法務省オンライン申請システムで提供するPDF署名プラグインはAdobeAcrobat5.0及び6.0にのみ対応しています。

AdobeAcrobat7.0にてPDF署名プラグインが必要となる場合(ICカード格納型電子証明書にてPDFファイルに署名を行う場合等)には、PDF署名プラグインを別途用意(有料)していただくことになります。

※2 法務省オンライン申請システムで提供するPDF署名プラグイン以外でPDFファイルに電子署名を行う場合の留意事項については、こちらをご覧ください。

AdobeAcrobat5.0、6.0 (Standard、Professional) または7.0 (Standard、Professional) の電子署名機能を使用する場合の留意事項について

AdobeAcrobat5.0の「Acrobat Self-Sign セキュリティ方式」でPDFファイルに電子署名を行っても、オンライン申請システムで検証できませんのでご注意ください。

また、AdobeAcrobat6.0 (Standard、Professional) の電子署名機能を使用する場合は、「Acrobat Self-Sign セキュリティ方式」でPDFファイルに電子署名を行ってください。
「Windows 電子認証セキュリティ方式」で電子署名を行うと、オンライン申請システムで検証できませんのでご注意ください。

AdobeAcrobat7.0 (Standard、Professional) の電子署名機能を使用する場合は、「Adobeデフォルトセキュリティ方式」でPDFファイルに電子署名を行ってください。

PDFファイルに電子署名を行うには、2通りの方法があると考えられます。

前段の署名プラグインは、三菱電子署名ソフトウェア MistyGuard<SignedPDF> (署名機能限定版)を使用します。

SignedPDFは以下に示す特長があります。

① 公的個人認証ICカードを使用した電子署名

公的個人認証ICカードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書を使用した電子署名を行うことが可能です。

② 証明書ストアを利用したセキュアな電子署名

マシン内の証明書ストアに格納された証明書・秘密鍵を使用して署名を行う事で、成りすまし等を防止できる高度なセキュリティレベルを持ちます。

この署名プラグインで① 住基カードを利用して署名することが可能です。

また調査士法人等で署名するときにも、② SignedPDFで可能と思われます。

不動產登記令

(表示に関する登記の添付情報の特則)

第13条 前条第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報（申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。）が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。

この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

2 前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

申請人や代理人が作成した添付情報は、電子署名が必要とありますので、個人の場合は住基カードで署名することになります。

ただし2項にありますように、原本を法務局に持参するか、実地調査時に掲示しなければなりません。

法務局側も取り扱いに慣れていませんので、原本を持参して担当者と連絡を密にして、不具合等の有無や改善点などを協議するとよいでしょう。

電子署名のサンプルです。

委 任 状

住 所 宮崎市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇〇〇〇

下記の者を代理人と定め、下記登記申請に關する一切の権限を委任する。

1. 登記の目的 建物 滅失 登記
2. 物件の表示 下記のとおり
3. 登記原因およびその日付 平成17年12月20日 放棄

年歲 17 年 12 月 23 日

委 任 者 宮崎有〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 栗山 俊 治

俊榮
治山

建 物 の 表 示	所 在	宮崎市○○○○○○○○ ○○○番地		
	家屋番号	○○○番		
	建たる建物 の風通しの別	① 種類	② 構造	③ 坪面積 m ²
		居 宅	木造セメント かゝらぶき2階建	1階 ○○ ○○ 2階 ○○ ○○
				平成17年12月20日 追設

土地定期限表： 泰山股份

[illegible]

電子署名の検証、その表示された箇所です。

委任者のところは住基カードで、下の職印はAcrobat Self-Signセキュリティーで署名してあります。

申請人や代理人が作成した添付情報は、電子署名が必要とありますので、委任状は申請人作成書類ですから申請人の住基カードでサンプルにありまうように個人署名(栗山俊治)します。

これを代理人だけの署名で行うとするとサンプルの職印のような署名となります。これが今度の調査士認証局発行のカードで書名となります。

オンライン申請において、PDF添付書類等は、4Mまでしか添付できませんので、カラー情報のままでは、すぐ4Mを超え、エラーとなりますので、白黒に落とし添付した方がいいでしょう。

No.7. 留意事項編

WindowsXP ServicePack2をご利用の方へ
許可するWebサイトのアドレス欄にオンライン申請システムのアドレス
(`"shinsei1.moj.go.jp"` および `"shinsei2.moj.go.jp"`) を追加します。
これを是非実行しておきましょう。

また、よく起こるトラブルですが、
Windows2000およびWindowsXPのユーザ名に全角(または半角カナ)文字を使用していると、オンライン申請システムの動作に影響を及ぼすため、ユーザ名には全角(または半角カナ)文字を使用しないようお願いします。
これも注意しておきましょう。

再びJ A V Aについて
No5 楽しいオンライン申請～事前準備編でJ A V Aのバージョンは1.3.1_16というかなり古いバージョンを使えと指示されていますが、「登記申請書作成支援ソフト」(平成17年12月26日現在でV3.0Cです。)の新しいバージョンがインストールされているか調べるを実行すると、J A V Aは1.4.2_08-b03になっています。

日調連認証局情報(H17.12.20の情報)

当連合では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始します。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行する予定です。

希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(`ca-info@chosashi.or.jp`)、F A X (03-3942-0197) 及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15

シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会)にてお申し込みください。

○所属会名 ○所属支部名 ○登録番号 ○氏名 ○事務所所在地 ○Mail ○Tel

カード希望者は今すぐ申し込みをしておきましょう。

No.8. 申請書作成編

申請書作成支援ソフトで、申請書は作成することになりますが、物件情報取得で、法務省オンライン登記情報検索システムを利用する方法があります。

ここで物件情報を読み込みますが、詳しい情報は表示されません。

物件の表示は普通のパソコン入力と同じ感覚で、全部入力しないといけません。

せめて申請書欄に、オンライン登記情報が自動で入力してくれるよう、お願いしたいものです。

課金の問題等、まだ解決していないのですね。

リピートの手間や省エネ入力がオンラインの長所なんですがね。

登記が完了しますと次のファイルをダウンロードするよう指示がきます。

FH50335000002440000.pdf

登記完了証

次の登記申請が完了したことを下記のとおり通知します。

記

申請受付番号	第36161号	
受付年月日	平成17年11月30日	
登記の目的	滅失の登記	
不動産の表示	建物	宮崎市大坪東一丁目2番地2 家屋番号 2・番2 不動産番号 3500000337500

以上

平成17年12月6日
宮崎地方法務局
登記官

江 口 徹

xmlファイル (complete_0001.xml) をオンライン申請システムにて公文書検証すると、

公文書検証.pdf

法務省オンライン申請システム

1/1 ページ

法務省 オンライン申請システム

電子公文書検証

↓ 終了

検証対象選択

法務省から発行した公文書に付与されている電子署名および電子証明書を検証します。

電子署名の検証では、公文書の内容が変更・改ざんされていないことを確認できます。

電子証明書の検証では、電子署名に用いた電子証明書が有効な証明書であることを確認できます。

上記2つの検証により、法務省から発行した公文書が変更・改ざんされていないこと、および公文書に付与されている電子証明書が有効な証明書であることを確認できます。

公文書（鑑文書）を選択してください。

0:\受信したファイル\complete_0001\complete_0001.xml

参照...

① 公文書の鑑文書のファイル名は通常、〔文書番号 + “-” + 作成年月日〕.xmlとなっています。

② 公文書の添付ファイルは、鑑文書のファイルと同じフォルダに保存してください。

「電子署名を検証する」ボタンを押すと、公文書に付与されている電子署名を検証し、その内容が変更・改ざんされていないことを確認できます。

電子署名を検証する

お問い合わせ

使用許諾情報

© Copyright2004 Ministry of Justice

法務省オンライン申請システム

1/1 ページ

法務省 オンライン申請システム

電子公文書検証

↓ 終了

電子署名検証結果

以下のファイルで構成される電子公文書の内容は、変更・改ざんされていません。

(1/1)

鑑文書

complete_0001.xml

添付ファイル

FH50335000002440000.pdf

「電子証明書を検証する」ボタンを押すと、電子署名に用いた電子証明書が有効な証明書であることを確認できます。

電子証明書を検証する

← 戻る

お問い合わせ

使用許諾情報

© Copyright2004 Ministry of Justice

法務省オンライン申請システム

1/2 ページ

法務省 オンライン申請システム

電子公文書検証

↓ 閉じる

電子証明書検証結果

結果 OK (この電子署名には、有効な電子証明書が使われています。)

内容 この電子証明書は信頼された証明機関から発行されています。

この電子証明書は失効していません。

この電子証明書は有効期限が切れていません。

電子証明書内容

基本領域

バージョン V3

シリアル番号 0811549083276423

有効期限開始日時 2005年10月27日 00:00:00

有効期限終了日時 2005年10月28日 23:59:59

発行者 OU=MOJ Root CA
O=Ministry of Justice
On-Japanese Government
C=JP

所有者 OU=Higashi District Legal Affairs Bureau
OU=Civil Affairs Bureau
OU=Ministry of Justice
On-Japanese Government
C=JP

署名アルゴリズム sha1RSAEncryption

署名アルゴリズムパラメータ 0100

署名
302E 2208 0801 0007 0204 A000 FADF 2695 5C36 8C39
D9F2 0C00 348E 0C08 A002 3099 0F48 3FEE 117E 440A
1704 4404 30A8 6184 31FD 8933 36C5 1346 88F5 F26C
D68C 080D 8408 0348 8028 7CFF F0D0 4100 80D0 1C68
508F 3228 621F C487 E30F A337 F0A8 2808 00E6 5000
27E2 A002 0C08 8008 0A00 0000 0477 F3F4 A002 47F4
8F00 4002 0C08 8008 0A00 0000 0477 F3F4 A002 47F4
01AA 00AA 0A00 300F 2214 A00F 0007 0E47 0E42 8847
8F01 8F01 0C0A 8F08 40FC 0C07 F4A8 1408 3088 03F0
03F0 5004 0A00 4001 000D 8407 0088 80D0 46A9 C100
80C3 7878 6388 F8A8 004D 0088 0A0A 8367 7A02 8F44
8040 C7FF 5701 8088 F0C8 3212 0080 03EA 0047 4578
80A4 8228 8A08 8F0C 770A 2807 5A18 4010

公開鍵アルゴリズム RSA

法務省オンライン申請システム

2/2 ページ

公開鍵
3081 8F30 3008 800A 8040 80F7 0001 0101 0080 0081
8008 3081 8002 0101 8080 1A00 8085 0A45 0C08 005A
E000 0003 803F 8010 8A0E 0009 0408 8A33 0320 3489
2C48 8073 7F08 C488 8202 2403 6A04 80F7 20E8 A004
0004 FAF4 A000 8008 80F0 0F01 000A 0A0D 2A4D 940F
5A78 A000 000A 004E 0040 0008 0002 80F2 A004 19FE
0000 78A0 A000 8F0F 0C0F 1A0E 8103 0088 0002 F30D
309E 0478 0700 2F0D 0C70 7448 0008 0A05 8102 0301
8001

modulus 0032 0002 1700 2E40 000A 2E44 0209 F001 0CF2 3557

exponent 4FF2 0004 7093 3730 0003 2F37 2585 A683

拡張領域

発行者署名
directoryName: OU=法務省登記局
OU=法務省
O=日本国政府
C=JP

所有者署名
directoryName: OU=登記官03
OU=宮崎地方裁判所
OU=民事部
OU=法務省
O=日本国政府
C=JP

発行機関証明書シリアル番号 02080810080775801

発行機関証明書識別子 CCE2 A002 0088 0001 8078 D018 4642 008A 8370 1088

発行機関情報
directoryName: OU=MOJ Root CA,OU=Ministry of Justice,On-Japanese Government,C=JP

所有者唯一識別子 2D0A 8038 EF48 5A08 30A8 224A D6A2 9004 040F ADA8

証明書ポリシー
certificatePolicy[0]: policyIdentifier: 1.2.30.10000.0.1.1.10 policyQualifiers[0]:
policyQualifierId: id-unique CPS URI: http://www.moj.go.jp/

CRL配布ポイント
DistributionPoint: directoryName: OU=MOJ Root CA,OU=Ministry of Justice,On-Japanese Government,C=JP

鍵暗号法
digitalSignature
nonRepudiation

の画面となります。

詳しいことは分かりませんが、この文書が改ざん等されてなくて、正しい文書ですよと言うことでしょう。

今後の研究課題とします。

以上、ポイントになるだろうなと思う点を述べてきましたが、最後に総括して締めくりたいと思います。

No.9. 総括編

オンライン申請について、色々書いて参りましたが、実際に実行した体験から、感想を述べてみたいと思います。

まず、それなりの準備をして取り組めば、誰でもできる。と言うことです。

資格者だけのシステムではないと言うこと。これを資格者がそっぽを向いたらどうなっていくのか、商業登記を見たら歴然としています。官は司法書士を相手にせず一般人向けのシステムに移行しているらしいと聞きます。

資格者ならオンライン申請はできて当たり前と考えます。

100年の大改正に官は一体となって取り組んでいるのです。資格者が無視するわけには行きません。人類の伝達方法である紙媒体が電子媒体となるのです。

意識改革が必要です。最初から完全なシステムなんてありません。

法務省のオンライン申請は完全ではありませんが、かなり良くできていると私は思います。

これから不具合を直していけば少なくとも、ちょっとパソコンいじりが好きな方なら快適なオンライン申請が実現するでしょう。

一般申請人にとっては敷居が高いシステムでも、資格者にとってはそこがセールスポイントにもなると思います。

またできる資格者とできない資格者の差別化がはっきりしてこれもセールスポイントとなるでしょう。

私がオンライン申請にはまる理由

ただただパソコンいじりが好きなだけかも知れません。

不動産登記オンライン申請、国土地理院オンライン申請システム、国税電子申告システム、国交省電子入札システム、宮崎県電子入札システム、インターネットによる全省庁統一資格審査、商業登記に基づく電子認証制度等々それぞれやってみました。

これが趣味と言えは趣味みたいなもので、どれも面白くて仕方ありません。

後、実益を兼ねるのはパスポートオンライン申請（宮崎はまだできない）でしょうか。

この流れが後退することのないよう、祈るばかりです。何しろ趣味ですから。

年男・年女に聞く



年女のつぶやき

日向支部 小林 明代

(昭和33年生)

私、今年1月10日をもって、土地家屋調査士の登録5周年を迎えました。思えば、殆ど土素人から始めて良くやってきたな～と不思議な気持ちでいっぱいです。

小さい頃、自分は一体どんな希望を持っていたのだろうかと良く考えますが、小学校も中学校も、又高校は自宅から一番近い学校を選んだし、たぶん全く夢の無い子供だったんでしょう。父は高校の教員をしていましたが大変厳しい人で、食事の時足をくずしたり、少し歯向かっただけですぐに拳骨が飛びました。恐らく一年に365発ぐらいもらったと思います。そんな訳で、家庭イコール恐怖の館なので出来るだけ道草をして家に帰るのに時間稼ぎをしていた記憶があります。父にものを尋ねない目を合わせないと、そんな十数年をすごしたのかなと思います。そんな父も今はやさしいおじいちゃんになってしまいました。で、いつの間に大人になったのかとも思いますが、早いもので、5回目の成年となりました。

この世に、調査士なる職業(人)がいるのを知ったのは、私が住宅会社に就職した18年位前の事で、最初に出会ったのは三浦春隆先生でした。みんなが「三浦先生」と呼んでるので(へ～っ、偉いんだ)と思い雲の上の人の様でした。ですからまさか自分になるなんて夢にも思っていなかった訳で、世の中ってやっぱり解らないものですね。でも自分がいざなってみると、偉いと言うより、エライこっちゃで毎日とにかくへまをしないようにとそればかりに神経を使っています。でも、今更他の職業はいやだし、専業主婦になりたいと言うともみんなが「あんたにゃ似合わないが」と言われるので、やっぱ、これが天職と思わなければなりませんね。それにしても今までこの様にやって来れたのは、主人を始め、先輩方や周りの方の協力のおかげだと思います。6年目を迎え、初心に帰り心新たにやっていきたいと思っています。



宮崎支部 井戸川 哲男

(昭和21年生)

早いもので5周年目の成年でしかも還暦を迎えます。

昨年は、不登記法が全面改正(平成16年6月18日)3月より施行されましたが手続きは然る事ながら、現場で何か最近未処理事件が残るよう感じられます。

特に隣接者との関係で相互に「権利意識」が強いのか話し合いさえも出来ない案件もあります。

小杉健治作品の講談社「境界殺人」を読まれた方も多いと思いますが、最近の時代の趨勢からそのような事がなければよいがと案じています。

私自身は、体力の方は最近めっきり落ちましたが、気力は「まだまだ若いもんじゃ！」のつもりでいます。

厄払いをし自分のモットーでもある「マイペース」で残りの人生をやっていきたいと思っています。



延岡支部 山内 鶴美

(昭和33年生)

新年明けましておめでとうございます。

早いもので4回目の成年を迎え、今年の年男ということで原稿依頼が来たのが今年第1号の事件(仕事)になりました。

顧みると、開業当初は収入も少なく、中古の測量機器などから徐々にパソコンやトータルステーションなど電子機器へと事務所の設備は替えてきましたが、私自身としては開業当初の研鑽意欲が今も継続しているとはいえ、その時々々の事件を処理することだけに日々流されて来たことに反省しているところです。

また、開業の年に生まれた息子が、早いもので今年社会人となります。これを良い機会に、私も初心に戻り向上心を心がけ、知識と体力のバージョンアップをして、『ワン』ダブルな年にしたいと思っています。



児湯支部 河野 公司

(昭和33年生)

平成16年17年は不景気なので来年こそいい年になるといいな、などと12月末に思っていた矢先、年男の原稿依頼が来て、少々あわてましたが先行き明るい話題があるかどうか、景気づけになる話題があったかな～(´o`)などと悩みます、元来作文は苦手なので、略歴からお話します。

あ、そうそう、略歴の前に家族構成などで文字数を稼がせていただきます。私、昭和33年生まれの47才、妻43才、大学2年生の長女、高校3年生の次女、中学3年生の長男の5人家族です。

子供は全員スネカジリまっさい中なので、大好きな居酒屋も2月に1回と子供の携帯電話の請求書が気になる気苦労の絶えない47才です。子供のコトばかりじゃなく、つい先日、近所の床屋の奥さんが事務所にかけつけたときは、親父が散髪中に返事しなくなったのですぐ来てくれと言われ、白目をむいた親父を見たら、こっちが倒れそうになりました。救急車が来たときは親戚の葬儀屋にお通夜のことで打ち合わせしところと思いましたが、なんとか息を吹き返し、その後も2度倒れましたが今も元気なので、最近慣れっこになり倒れたぐらいではビックリしなくなりました。親がいつ倒れてもいいように気構えだけは、しっかりしておこうと思っています。(；^八^；)

昭和52年に測量学校を卒業後、測量会社に2年程勤務し土地家屋調査士という仕事があることを知りました。その後、日向市の三浦春隆先生のところへ弟子入り？し8年間ほどお世話になりました。昭和62年に独立開業し、今年で19年目になります。

三浦先生には大変かわいがっていただき、なんの恩返しもできないまま他界されたことが悔やまれます。ここで改めて恩師のおかげで現在の私があることを痛感しています。

開業してからは、一般事件は少なかったのですが川南町の田島信雄先生からの薦めもあり公共職託登記に入会させていただき、この事件のおかげでなんとか軌道にのりました。

振り返ってみますと、私が、測量学校で一番驚いたのがジストマツトと言う光波距離計でした。二眼の大きな目玉レンズが特徴で異様な感じの器械なので、こんな物を担いで三角点に登るのは大変だろうな、と思っていたら測量会社に入って、早速バッテリーを背負わされました。(´▽`；このバッテリーはディーゼル車のバッ

テリー並みにデカくて閉口しましたが、この距離計を載せる1秒読みトランシットはWILDのT2で当時の測量人であれば皆、羨望の眼差しで見ると言う測量機で、この器械、新米が触ると怒られていました。その後、調度、私が看板をあげたころにトランシットと光波距離計が一体となり価格でも普及しだして、それまでの平板測量による測量や精度の観点からも大きく変貌していく時代だったと思っています。そして現在のGPS測量では、まるでテレビのチャンネルを合わせるのと同じ感覚で座標が計算されます。理屈はわかっているも電卓で一つ一つ計算チェックできるものではありません。かと言って別々のシステムを購入できるほど安価な機械ではないし、近くの図根点や三角点を使っているのチェックに頼っていますが、測量は測地成果2,000になって、ここでまた大きな変貌がやってきたと思っています。

私は、ホームページをヘタクソながら作っていますので、お暇なおりでも遊びに来てください。Yahooのトップページで「河野公司事務所」で検索すると必ずリンクが現れますのですぐ解ります。

トップページを覗いていただくと、Collection(コレクション)のところに私が集めた過去の測量機械、水準儀(レベル)と経緯儀(トランシット)を掲載していますので、ご覧ください。

この器械は、ほとんどが昭和時代の日本製ですが戦後、日本の高度成長を支えた無名の技術者達が使っていた器械だと思っています。この中から50周年記念誌に一部掲載させていただきました。

当時の測量機は大変高価であり、また測量機や測量機械工場は、戦前戦中と軍部の強い監督指導の元にありましたので一般測量に使われることはほとんど無かったため、調査士制度制定年からも土地家屋調査士が使っていた測量機ではないのは当然と言えば当然ですが…

高千穂鉄道の延岡～川水流間のみごとなカーブ鉄橋を見ると、今の器械を使わずに大正時代によく作ったなと感心していましたが先日台風14号のために崩壊し見られなくなったことが残念でなりません。

測量と戦争は残念ながら切っても切れない宿命の関係にあります。

方位磁石盤面の文字がN S E Wから東西南北になっている器械を見たとき、考えさせられるものがありました、平和のためだけに測量が発展することを願ってやみません。

ここでの測量機のことや私宛の何かお話があれば、閑古鳥掲示板に書き込みください。



日南支部

ブニュー
豊鏡 彰彦

(昭和33年生)

昭和59年に調査士試験に合格して、何年かはそれなりにはお書物を見てきたが、ここ数年とともに本を読んでいない。

手続きが分からない際に、新日本法規の加除式の本をバラバラとページをめくる程度で、それでも別に調査士業務に差し支える事もなく、それなりにこなして来た。

しかし、昨年の法改正に伴う研修・支部研修に参加してこのままでは、ちょっときついぞと痛感させられた。

今年は戌年、セントバーナード・ミニチュアダックスフンド・土佐犬・秋田犬・柴犬・シベリアンハスキー等、いろんな種類の犬がいるが、私自身、どの種類のどの程度の犬になるか分からないが、年男、吠えて吠えて吠えまくりとまではいかなくても自己啓発に心掛け・また、CPD (技術者の継続的な専門教育) を念頭におき頑張っていけたらと思っています。

戌年生まれの会員

昭和21年 松 元 光 春 (宮崎)

古 谷 源 治 (宮崎)

井戸川 哲 男 (宮崎)

小 畑 雅 嗣 (延岡)

野 中 青 紀 (宮崎)

昭和33年 甲 斐 達 也 (延岡)

河 野 公 司 (児湯)

豊 鏡 彰 彦 (日南)

山 内 鶴 美 (延岡)

小 田 英 紀 (日向)

小 林 明 代 (日向)

尾 崎 亨 (延岡)

昭和45年 岸 良 健 一 (都城)

石 山 淳 二 (宮崎)

伊 東 進 (児湯)



新春雑感

(会長職を終えて)



前県会会長 河野 俊治

明けましておめでとうございます。今年はまれに見る寒冬となりましたが、ご健勝にお過ごしのことと存じます。

私こと平成11年5月の総会で会長職に選任され、以来6年間に亘り務めさせて頂きました。この間多くの会員の皆様のご支援ご協力を頂きました。心より感謝し、厚く御礼申し上げます。その間、様々な出来事がありましたが、思いつくままに振り返ってみたいと思います。

まず、会運営については全くの素人でありましたが、自分なりに基本方針を決め、情報の公開、会員の融和と協調、会務記録等の標準化を最優先課題として取り組みました。これらの課題については、各副会長、常任理事、理事、監事そして事務局職員の皆様の献身的協力があり、かなりの部分で達成することができ、この流れは現執行部にも引き継がれているのではないかと考えております。

この6年間多くの出来事がありましたが、なかでも制度にとって大きな出来事は

- 一、報酬基準額表の廃止
- 二、土地家屋調査士法の大改正
- 三、不動産登記法の大改正

ではなかったかと思えます。

どれも、制度の根幹そのものをゆるがすものであり、我々土地家屋調査士にとって誠に厳しい内容ばかりでありました。この間、五年前の選挙で日調連指導部は、水上要蔵会長から西本孔昭会長へと移行いたしました。特に西本氏は

それまで制度対策担当の副会長として精力的に活動されており、歯に衣着せぬ言動と実行力は我々が久しく待ち望んでいたものであり、変革期にふさわしい会長の誕生でありました。会長就任後も一貫して「いつでも、どこでも、誰にでも、正論をもって堂々と本音で発言する。」をモットーにし、時としていろんな方面から強い反発を招くこともありましたが、我々には頼もしい存在でした。常に「文書は紙面の裏を読め…」と言われ、ADR制度の紹介や国会議員を対象にした地図勉強会の開催等数々の先駆的取組と実現等々、教えられることの多い会長であったと思います。しかしながらご自身の健康問題等もあり、昨年勇退されたことは、少々残念な気がいたします。

さて本題に戻りますが、この間、政府は例外のない構造改革、規制緩和、経済のグローバル化そして「e-japan」計画を急速かつ強力に推進しており、社会のあらゆる方面で改革が実施されたことは皆様御承知のとおりであります。

われわれも当然ある程度の覚悟は出来ていましたが、現実となってみると想像以上に厳しいものでした。

又、改正調査士法第68条の非調査士問題では、玉虫色表現が国民の誤解を招くとの危機感から、字句修正を求め、九州ブロック会長が一致して各方面へ働きかけましたが、国会審議も終盤に入っており、結果として付帯決議にとどめられ、力の限界を身にしみて感じました。こういう局面では、どうしても政治連盟の力量が試されま

す。色々な議論があることは承知していますが、真に国民に喜ばれる表示登記制度、よりよい調査士制度を創造していく為には、全会員の一致協力が是非とも必要です。政治連盟に加盟されていない会員の皆様も今一度このことに想いを致して、是非加盟して頂きたいと存じます。

バブル崩壊に端を発した不況は今も地方経済に暗い影を落とし、毎年、の定時総会での会長挨拶も景気低迷の話ばかりで本当に残念で心残りですが、明るい話題もありました。平成12年9月6日から20日にかけて宮崎県を北上した伊能ウォークは、伊能忠敬の業績に今更ながら感心し敬服すると同時に「歩け歩け」で多くの市民の方々と交流を深めることができ、調査士会員の融和と団結にも大いに役立ったと思います。又、家族ぐるみでの心温まる支援が各地で行われたことも、有り難い一コマでした。

社会はコンピュータ化を軸に大きく変遷しようとしています。世は挙げて投資や投機に明け暮れ、〇〇ファンド、□□ファンドが経済界を闊歩して額に汗する労働を軽視するがごとき妙な風潮があります。確かに、コンピュータ化(デジタル化)のメリットは多大なものがあり、我々は日々その恩恵を享受し、もはやコンピュータ無しの生活は不可能ですが、過信は絶対に禁物であります。あくまでも、コンピュータの使い手は人間であり、ヒューマンエラーが潜むということです。証券業界で何度となく生じた瞬間的巨額の損失が良い教訓であります。

我々調査士の仕事は、資料の綿密な調査と時代考証、現地調査の重ね合わせと検証、そして関係者からの聞き取り等絶対にデジタル化出来ない部分が数多くあり、逆説的に言えば、このようなアナログ的部分こそ、調査士の調査士たるゆえんであり、容易に他人が真似できない聖域ではないかと思えます。単にビジュアル的に

美しい図面や書類は中身に関係なく作成可能ですが、真に強靱な証拠力ある図面や書類は、その裏に隠された汗と涙の結晶なくしては出来ません。普段の地道な積み重ねがあってこそその地積測量図であり、登記申請書でなくてはならず、手抜きは許されません。

この1月からは、画期的な軍界特定制度が始まります。この中では我々土地家屋調査士が重要な部分を担うことになり、調査士としての責任は益々重くなろうとしています。法務省の推計では、当初全国で約1,000件前後の利用があるであろうと言われています。いよいよ、土地家屋調査士が社会貢献できる場面が、今までの「縁の下」から「表舞台」になろうとしているとともに、私たち調査士の力量が試される時でもあります。私たちは、調査士が国民から一層信頼され社会的地位を向上させていくため、又表示登記の重要性を認識して貰うためにも、総力挙げて支援体制を構築していかなければなりません。

私たちは新春にようやく息吹こうとしている若芽を枯れさせることなく、一致協力して大木に育てていこうではありませんか。



思い出の事件

— あの日あの時 —

「随筆」



児湯支部 田島 信雄

調査士業には定年という制度がない。最近廃業の時期について考えるようになった。勿論十数年前にも考えたことがある。その時は、還暦を迎える前に好きな釣り、読書（とりわけ推理小説）そして小・中学生時代を過ごした中国東北部（旧満州吉林省）を旅したり余生を有意義に過ごしたい…と言うのが理由であった。

当時は事件の処理に追われて昼は実調、夜は内業と連日徹夜が続く日々であった。その頃はOA機器、測量機器等がリースで簡単に入手出来、その利便さを利用してどんどん導入して、（過剰設備投資？）それが後に廃業時期の決断に迷いを生じることになった。「リースが完済するまで」と決めていた。リースが終了した時に母が死去し気力を失い退会するに良い時期だったのだが丁度その頃支部の役員と児湯の司調会会員と補助者を母体に結成しているウォーク&ジョグのランニングチーム代表をしていて、そのお世話をしていたのと、苦勞して返済したリースも終わり、器械等未だ使えるのでしばらく現役を続けることに。

ところがリース終了と同時に器械の故障が相次ぐ、受理した事件処理ができない、修理を頼むとメーカーの倒産である。健康状態良く、再びリース（6年）を組むことに、不幸なことにその時からバブル崩壊の余波で事件数激減。

県会主催の研修会に出席したとき、講師「ついていけない（技術面で）？者は辞めていただきたい！」それを聞いたときは一時期真剣に退会を考えた。だが、そのことが「もう一踏ん張りか！」と強く続行を決意させたのである。

いよいよ「筆界特定制度」がスタートする。

【正しい筆界を迅速に特定します。】法務省民

事局からリーフレットが配布され、法律が先行し、それに対応するためにどうすべきか？課題も多いが、目まぐるしい法律の変化と器具類の進化に遅れない努力が必要である。

開業して43年、先輩ならびに同僚会員、補助者と恵まれた環境で業務遂行出来たことに感謝している。今年は60代最後の歳となる。

新春のいぶすき菜の花マラソンに出場して感動したのは、最終ランナーが痛めた脚を引きずりながらゴールしたとき、寒い中を長時間待ち続けていた奥さんが「凄いわね！」と言った言葉である。

私も悔いない調査士業を退会するとき、最愛の妻に「頑張ったわね！」と言って貰える日もそう遠くはない。



思い出の記事

（ずっこけ）

調
査
士
心
得
帳

第三章 餅は軟いうちに土地は固まってるから

私共の仕事には先任者と後進者がいる。先任者の仕事は、先任の会員の測量図を依頼者から現場で差し出されると、図面をチェックせざるを得ない。数年もの間、現場が変化せず、測量図の距離がピッタリ一致することもある。この時は実に良い気持ちで自分のことのように

ということは調査士の常識であろう。作成日から追ってみると、宅地造成工事の途中で提出されているふしがある。つまり区画割計画で分筆を行っているせいである。工事完了後の形はかなり違ったものとなることは云々には及ぶまい。

依頼者には色々の種類

無理を承知で依頼してくるものである。思い切って仕事を断ってみると、よろしからう。便所に悩んだ体内からフーッとした如く、さわやかな爽快感を味わうこと請け合いです。

私共の図面は数年か、数十年かそれ以上か、わからないが残るものと覚悟しなくてはなるまい。その土地の関係者や同業の会員が何年後かには必ず閲覧する。私共の仕事は幾人もの人から監視されている。その場巡れの仕事をしていると、後輩会員が「〇〇先生も偉らそうなのを言うけど……」と笑うことだろう。

十年前の自分の図面を大事そうに抱え尋ねてくる地主さんがいるが、一瞬、イヤな予感が走る。自信のある図面ばかりではないから……よくこんな図面で金を貰ったものだと恥かしい想いにかれることもある。

「良い仕事を丁寧に」と臨れしも願っている事だが、現実はその巧いものではない。しかし屈辱に耐えてまで仕事をやることはあるまい。

技術者としての信念に恥しくない仕事を後世に残したいものである。

（K生）



を勧める以外にならう。巷の評判の比較的高い会員の測量図で分筆図の外周数値が十機以上も相違する箇所があるので、不思議に思い調べてみたことがある。法務局提出の分筆図は確定測量後のものでなければならぬ。

期を説得する必要がある。依頼者の無理難題に応じなければならぬ義務は調査士にはない。仕事の依頼は直接金銭的收入に影響するが、無理なことをいう依頼者は黙然と、次々と

スタッフ紹介

このコーナーでは、いつも私たちの業務をかたわらで支えていただいているスタッフの方々をシリーズでご紹介させていただきます。

土地家屋調査士補助者になって



延岡支部

稲葉 博 事務所 稲葉 竜太

私が士業という職業をはっきりと認識しはじめた時、父は既に多数の業務をこなし、数々の申請を行っていた上、更に勉強の日々を送っている様に見えました。

私が幼稚園・小学校の頃に、遊びがてら測量手元の手伝いに、一緒に現場へ向かったのを覚えています。

何も知らない、何も分からない私は、ただ単に父の言う通りにミラーを持ち、テープを持ち、「一体何をやっているんだろう？」と思っていた幼少期でした。

父の士業の補助を始めて、一通りの業務を補助してきたつもりですが、まだまだ知らない事・分からない事が多々存在し、助言をもらう毎日を送っています。

この業種を通じて感じたこと、それは、流れ作業の様に一筋縄ではいかないということです。測量を例に、

「何を測量するのか？」

「境界線（点）は？」

「基準点は？」

「測点は？」

「成果の出し方は？」

依頼者のニーズと、自己の測量の効率、隣接者・通過者への配慮…等々、状況に応じて様々なケースを考え、よりベターに業務を遂行していかなければならない事を実感しました。

時間は限られたものであり、過ぎた時間は取り戻せない故、瞬時に物事を把握し・考え・吟味し・実行して、確認する。

少しでも早く、確実に完璧に業務を全うする事が、依頼者の希望に応え、己の知識になり、次回の業務への糧となるのではないかと感じます。

一般の方では容易に出来ない事件を『代理人』という形で業務を行う『土地家屋調査士』。

依頼者から依頼されるその責任は重大であり、絶対に期待を裏切ってはいけないものと思っています。

その緊張感を生涯忘れる事無く、責任を持って業務に従事し、これからも日々精進の精神で頑張っていきたいと思っています。



「は か る」

私たちは「はかる」ことを生業としている。

距離・角度を測り、辺長を計り、面積を量っている。

このコーナーでは、「はかる」ことにまつわる色々な話題を紹介したいと思う。

「はかる」の意味を調べると以下となる。

1. はかる（測る・計る・量る）……物差し・
秤・秤などで長さ・量・重さを調べる。測定
する。計測する。心の中で推定する。想像す
る。おしはかる。予測する。
2. はかる（図る・謀る・諮る）……あること
が実現するよう、計画をたてる。努力する。
企てる。尚、量るダイエット・図るダイエッ
トはいいけれども謀るダイエットはまずいで
すね。

ちなみに「はかる」は名詞「はか」の動詞化で、「はか」は歩・計・図・量・測といろいろあるが意味は、仕事・物事の進み具合。はかどり。田植え・稲刈りなどの各人の分担区域。目当て。目標。などなど

それでは、いくつかの測り方を調べてみた。

山を測るのに単純な三角比だけで測ろうとすると、山の真下まで距離がわからないと、計算できないと思う人も多い。原理的には、平地で距離が測れる2点（標高もわかっている）を選び、その2点から山を見上げる角度、2点を結ぶ直線と山を見上げる直線との角度をはかるだけの計算でわかる。

星と星の距離を測るには、山の高さを測るときと同じ三角測量の原理を使い、二等辺三角形では、底辺の長さで頂点の角度がわかれば残りの二つの辺の長さが決まる。地球は、太陽から約1億5千万キロ離れた軌道を1年で回っているから、同じ星を半年後に観測すれば、約3億キロ離れた場所から見ることになり、これが三角形の底辺となる。この方法で地球から星の距離が測れる。今度は、地球とある星と別の星を頂点にした三角形を推けば地球からの各星の距離はわかるのだから二つの星を観測したときのズレの角度を図に描けばその星どうしの距離がわかるのである。

三角点間は、明治14年から始まった一等三角測量では、約40km離れた一等三角点を測るため「高説標」というやぐらを建て、昭和49年から始まった一次基準点測量では、8～50km離れた一、二等三角点間を測るため「三脚式高説標」というやぐらを建て測量したそうです。昔の人はえらいですね。時代とともに技術が進歩しいまや、GPSだ～ この世に三角形が存在するからいろいろ便利なのです。三角形は、神様が人類にくれた宝物ではないでしょうか。それでは、いつも使う三角定規の真ん中に穴があいていますが、なぜでしょうか……そんなこと調べんでいいというご意見も多かったのですがここは、独断と偏見で調べました、勉強や仕事に飽きたらその穴に指を入れて、西部の保安官よろしく拳銃のようにくるくる回して遊ぶためのものか、そうではないあの穴はちゃんと考案者が考え抜いてあけたもので、三角定規にとっては、重要な役割を果たしているのだ。

まず、空気を抜くという役目がある。線を引くとき定規が紙から浮いてしまえば線が引けないので中央の穴が空気抜き役目を果たしている。また、定規を紙から持ち上げるとき、密着しているものをはがすのは、容易でないが、穴に指を引っ掛けるとすぐ取れるのだ。次に定規の変形を防ぐという役目もある。プラスチックは暑さで伸び寒さで縮むという性質があるがあの穴はその伸縮調整をしている。あの穴は三角定規にとって大変大事な穴ということがお分かりいただけたでしょうか。ねねね、重要な調査でしょ。

いままでの調査で、三角形がいかに大切をお分かりいただけたと思いますが、だからといって、男と女の愛のトライアングル（三角関係）には、くれぐれもご用心を。

知らなくてもいい！~~~~~ 得にもならない必要な知識

調査士の頭を悩ます筆界。筆界の根拠となっているのが地租改正の際に作られた地図。

このコーナーでは、地租改正・税・地図などに関する豆知識を紹介する。ただし、こんな知識は土地家屋調査士の業務には全くプラスにはならない(?)かも…。

前回は律令制度の成立まででした。

今回はその続きです。

律令制度の成立で国家としての税の形態はできました。律令制では、土地は公有制であり、農民に預けられただけでした。この制度はやがて崩壊してしまいます。その最大の原因は、民衆の負担があまりにも重かったためです。前号で紹介したように、租・庸・調などの税負担は過酷なもので「万葉集第20巻 防人の歌」は、当時の民衆の声が収められています。

その中から、2首紹介します。

(その1) 足柄の御坂に立して袖振らば家なる
妹はさやに見もかも(藤原部等母麻呂)

* 足柄(あしがら)の坂に立って、袖を振ったなら、家にいる私の妻は、はっきりと(私のことを)見るでしょうか。

…藤原部等母麻呂(ふじわらべのともまろ)という人が、防人として任じられた時に詠んだ歌

(その2) 色深く背なが衣は染めましをみ坂給
らばまさやかに見む(妻物部刀自賣)

* あなたの着物を色深く染めるのでしたわ。そうすれば、(足柄の)坂に立つあなたの姿をはっきりと見るができるのに…
…藤原部等母麻呂の奥さんが詠んだ歌

これらは、防人として兵役が課せられた時の歌です。兵役につくときには、全てが自費で課役の途中で亡くなったり、その帰途で、疲労や飢えて亡くなる人も多かったそうです。

税負担に耐えきれず、農民は耕作を放棄するようになり農民の逃亡が激増しました。その結果、土地の荒廃が進みました。また、一方では人口の増加により口分田が不足してきたため、口分田を作る必要が生じました。国はその対策として「三世一身の法」を出します。

三世一身の法とは

新しく灌漑(かんがい)施設を作って、土地を開墾した者は、本人・子・孫の三代に限り土地の所有を認める。従来の灌漑施設を利用して土地を開墾したものには一代に限り土地の所有権を認める。

土地を私有制にし、農地、つまり税収を増やすのです。

ところが、実際には、土地の開墾は貧しい農民にはできないし、三代目に当たる者には耕作意欲もなくなるため、一部の裕福な農民や貴族にだけ有利な制度であったため、根本的な改革にはなりません。そこで、「墾田永年私財法」が出され、自分で開墾した土地は永久に私有地として認められるようになりました。

墾田永年私財法とは

自分で開墾した土地は永久に私有地として認めた法律。

「三世一身の法」では、面積に関しては何の制限もなかったものが、「墾田永年私財法」では身分に応じて面積が決められたため、貴族や地方豪族の私有地がさらに増大し、これがやがて荘園となり、これによって公地公民制は根本から崩れていきます。

このときから、為政者と、地方豪族の土地をめぐる税制や、権力争いが激しくなっていきます。

ちょっと一服(筆者の独断の一言)

土地の私有を認めたのは明治5年の「地所永代売買ノ禁解除」により初めて土地の私有化が認められたのではなく、723年の「三世一身の法」の時に既に土地の私有化は法律によって認められており、その後の荘園制度も一種の土地の私有制であり、明治政府が初めて認めた事ではないのです。

荘園とは、今で言う小さな地方自治体と考えるのもいいと思います。荘園の内部だけで、農民と貴族は税のやりとりをして、国としての朝廷でさえ税の取り立てができない「不輸(ふゆ)の権」「不入(ふにゅう)の権」が認められました。こうして荘園を管理する大貴族は、ますます権力を持っています。

やがて鎌倉時代には「地頭」が荘園の税を徴収するようになり、室町時代の守護大名、戦国大名による、領国支配が強まり、荘園制度はくずれはじめ、豊臣秀吉の太閤検地により、完全に廃止されていきました。

会務報告

第4回常任理事会議事録

1. 日時 平成17年11月11日(金)
13:30~17:00
2. 場所 調査士会館
3. 出席者 松浦会長、養原副会長、
鎌田副会長、松崎理事、富田理事、
谷口理事、北山理事
4. 議事録署名者 富田理事、谷口理事
5. 会長挨拶
松浦会長は多忙の中の出席に御礼を述べ、
議長となり直ちに議事に入った。
6. 議事
 - (1) 九B第3回会長会の報告について
松浦会長は別紙を配布し報告を行った。
 - (2) 九B担当者会同の報告について
鎌田副会長は地図整備の状況について
「各県まちまちだが福岡はほぼ終わっている。
九州各県で箱を作って、地図の保存と
管理の体制を作っていきたいとの意見であっ
た。4時からGISソフトのデモをしてもら
うが、よく使われているソフトなので、外
に活用ができるのではないかと述べた。
松浦会長は「どれだけの地図があるか分
からないが重要であり来年度から調査してい
く」と述べた。
その他、松浦会長は今後の予定について
議場に報告した。今月22日には沖縄会40周
年記念式典に出席をする。新人研修会を18
年2月10日から12日の3日間佐賀で行う。
同日、会長会もある。1月15日全国会長会
議、3月18日第6回会長会、19日からA D
R特別研修会があるが、受講申込が充足し
たので班割をしたいと提案があった。鎌田
副会長は「班は先着順にしたい」と述べた
が、北山部長は「小林支部は5人いるので
1グループ、延岡は3人いるので1グル
ープの中に」と提案した。さらに「他県は最
初から役員は出ないところが多い。筆界特
定など今後のことを考えると、各支部から
均等に出てもらうことが良かった」と述
べた。グループ研修は1回は合同でやっ
たらどうかとの提案があったが、どこでやる
かはグループ長が決めることとした。松崎
総務部長は筆界調査委員の必要人員が不明
だ、と提案し審議を求めた。何人必要か、

支部単位で推薦か、過去綱紀事件や注意勧
告を受けた会員、会則違反者(会費未納者)、
研修会等に出席しない人など、選任するに
相応しくない人もいないのではないか等の意
見があり、理事会で煮詰めることにした。

- (3) 中間監査、自家共済検討委員会、トラバ
ース会の経過報告

富田財務部長は次のように報告した。
10月14日に中間監査があったが特別な指摘
はなかった。

広報部の経費が予算オーバーしているこ
とについて指摘があった。

自家共済検討委員会は来週18日に、第2
回目の委員会を開催するが、資料にあるよ
うに第3回を来々2月に開催し自家共済規
程を作る予定である。併せて顕彰規程、弔
慰規程も整備したい。トラバース会は28名
で開催したが、ゴルフをしない会員が多く
なり、継続することは大変である。別件で
あるが会費未納者に対して催告者を出すこ
と。

北村部長はパソコンウイルス(スパイウェ
ア)について対策を説明した。

- (4) 調査・測量実施要領について

北村部長は日調連の情報として調査・測
量実施要領を会則に位置づけしていない会
は全国で3会であるが、いずれも指導書と
して活用していること、旧要領の位置づけ
の県は26会、新要領の位置づけている県は
19会であると報告した。

- (5) その他

谷口部長は三菱電機が連合会の紹介で
FKP(測量システム)を宮崎で普及させ
たいといっている。北山部長は1つの商品
を県会で取り上げるのは強制になるのでは
と述べ、この件は北山部長が預かることと
した。富田部長は台風14号の義援金が日調
連から175万円送金してもらっていると報
告し、配分について審議をするよう提案し
た。

会員証及び職員証(補助者証)について
早急に制作すること。会員証は無料、職員
証は実費として500円を徴収するとした。

その後は吉田孝昭会員によるGISソフト
のデモを全員で見た。

以上、本日の議事全ての審議を終了し、議長
は午後5時30分閉会を宣した。

第3回常任理事会議事録

1. 日時 平成17年12月16日(金)

13:00~17:00

2. 場所 調査士会館

3. 出席者 松浦会長、荻原副会長、 鎌田副会長、松崎理事、 富田理事、谷口理事、 北山理事、魚矢理事、工藤理事、 衛藤理事、小柳理事、大重理事、 稲葉理事

4. 議事録署名者 谷口理事、富田理事

5. 会長挨拶

年末の忙しい中お集まりありがとうございます。業界を取り巻く環境は相変わらず厳しいものがありますが、本日は業務監査という立場で監事さんに参加を頂いています。

第3回の理事会をたゞいまより開催します。

6. 議事

(1) 第3回九B協議会会長会(10/29.30)西日本会長会(11.6)の報告について

(別紙報告書にて松浦会長より説明)

沖縄40周年祝賀会における講演の中での、沖縄会の現状について「戦後の事情で7~8割の調査士は測量士と兼業をしている。昔から使われていた基準点の「ハル石」がまだいくつか残っている」など特殊な環境での調査士の歴史を報告した。

(2) 九B担当者会同の報告について

まとめとしての報告が九B事務局から来て各理事に送るようにする。

(3) 中間監査の報告

特別な指摘はなかったが業務監査の必要性があり今回の理事会に参加頂いた。

(4) 自家共済制度検討委員会の中間報告

(5) 宮崎県土地家屋調査士会自家共済規程(案)について

(6) 宮崎県土地家屋調査士会弔慰規程(案)について

(7) 宮崎県土地家屋調査士会共済事業施行規則(案)について

富田財務部長は松崎総務部長と共に

(4)から(7)議案を一括して資料を示しながら説明した。「検討委員会は12名編成で2回開催している。方向としては県会独自の共済制度として残していこうということだが、次の理事会に結論を答申したいと思う。規程は連合会の規程を要約して県会用に改正したもので、5年に1回実状に合わせて見直しをする。会費未納者の会費が天引きが出来るようにしたい。日調連の返戻金の半分を原資として現在の掛け金500円を継続する。弔慰規程には配偶者の親族にも配慮する条項を追加した。県会共済制度の施行期日については18年度の総会において承認を頂き、18年1月1日に遡って施行したい。その他、詳細については検討委員会の答申を頂いて正式に報告する。弔慰規程については本理事会で決議し共済規程、施行規則は全員一致で総会に提案することを承認した。

(8) 筆界特定制度について

(9) 筆界調査委員推薦規程(案)について

松崎総務部長は新設の筆界調査委員を、18年1月10日までに法務局に推薦しなければならぬと述べて、推薦規程(案)の承認を提案した。本局に限定した人選には疑問があるとの意見があり、全会員の中から規程に沿って候補者を選ぶこととし、規程を全員一致で承認した。後日委員会を経て人選し推薦をすることとした。

(10) 宮崎県土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則(案)について

(11) 宮崎県土地家屋調査士会プライバシーポリシー(案)について

(12) 宮崎県土地家屋調査士会補助者使用規則(案)について

松崎総務部長は(10)から(12)までを一括して審議するよう提案した。「本規程はモデル

に沿って作成したが、これは県会が会員のプライバシーを守る為の規程である。職員にも徹底し情報公開法との兼ね合いを考慮し、十分に研究して総会に提案したい」と述べた。

⑬ ADR特別研修について

本人宛通知が行っているので、年末までに受講料を払い込み、受講者としての認定を受けることになる。

⑭ オンライン登記申請について

日調連がIDカードを来年6月に発行の予定であるが、法務局は対応していない。

⑮ トラバース会の結果報告

富田財務部長はトラバース会ゴルフについて「年々参加者が減り、開催が難しくなっている」と感想を述べたが、少人数でも参加者がいる限り、出来るだけ続けていきたいと述べた。

富田財務部長は本会議に提案はしてないがと断り、総会の旅費支給について再提案

したいと述べた。議場は他県会はどうになっているのかとか、遠距離の会員に配慮すべき、予算との兼ね合いはとの意見がでて、次回の支部長会に提案することとした。

⑯ 九B地図研究セミナーの報告

鎌田副会長は別紙に沿って説明し、「地図の「箱」を外部に流出しないよう県会の求心力にしたい。宮崎市中心のため、支部に相当の部分を負担して欲しい。筆界特定制度については全員が関わる問題なので、繰り返し広報してもらいたいと述べた。

⑰ 今後の事業計画について

境界鑑定講座の開催は、来年度ADR特別研修があるので難しい。次年度は筆界特定制度の普及とADR特別研修会など懸案の処理を確実にやっていくことが大切だとした。

以上、本日の議事全ての審議を終了し、議長は午後5時閉会を宣した。

平成17年度 会務報告

17. 10. 12	水	財務部会	中間監査の準備
13	木	第2回研修会	宮嶋泰先生(大分会)
14	金	中間監査	酒井、宮田監事
18	火	広報部編集会議	会報第88号
18	火	日本司法支援センター意見交換会	市民プラザ
22	土	オンライン登記申請に係わる伝達研修会	東京 鎌田副会長、北山部長
26	水	六士会無料相談会	宮崎市民プラザ 都城
29	土	九B第3回会長会	～30日佐賀
29	土	九B担当者会同	～30日佐賀
11. 5	土	トラバース会	田野国際カントリー
6	日	西日本会長会	～7日松山市
10	木	第3回研修会	宮崎地方法務局、オンライン指定庁
11	金	第4回常任理事会	九B担当者会同の報告
14	月	筆界調査委員推薦依頼	平野法務局長、江口首席
18	金	自家共済検討委員会 九B地図研究セミナー	第2回 鎌田副会長
30	水	境界鑑定委員会	筆界特定制度施行に備えて
12. 6	火	専門士業団体連絡協議会	
6	火	17年度調査士試験合格証書交付式	衛藤、森山氏
16	金	第3回理事会	自家共済規程、個人情報保護規則等
19	月	筆界特定調査委員推薦委員会	調査委員7名を選任
28	水	御用納め	法務局に挨拶

＜ 会 員 の 動 き ＞

◎ 登録事項変更

氏 名	変更事項	変 更 後
厨 司 基 満	事務所	宮崎市南花々島町274番地
松 本 基 則	事務所	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5197番地1

◎ 退 会 者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
17年9月15日	谷 口 偉 文	日南支部	廃 業
17年9月29日	藤 原 睦 男	宮崎支部	廃 業
17年12月31日	杉 田 善 宣	日南支部	廃 業

◎ お知らせ

新しい用紙の販売を始めました。

1. 登記識別情報専用窓付き封筒
2. 登記識別情報専用表紙

※ バラ売りでいずれもA版対応(各1部100円)です。



編集後記

激動の…まさに激動の2005年が過ぎた。

不動産登記法の改正に始まり不動産登記法の改正に終わった1年だった。

去年一年を表す漢字は「愛」だそうなの。いやいや、愛にはほど遠い一年だった。我々に関連する出来事を上げてみたいと思う。

まず、公認会計士によるカネボウの粉飾決算。資格者とは何だと、思わずにはいられなかった。次に、民主党議員の弁護士資格の名義貸し事件。これも資格者の本質を忘れた事件で士業としては見逃すことのできない事件であった。また、教員免許の更新制も決定した。新採用の教員は10年ごとに免許の更新が必要になる。この更新制はいずれ調査士資格についても検討されることであろう。これらの問題は資格者としては見逃す事のできない重要な出来事であろうと思うが、一般の人から見れば些細な、見逃しても影響のない事件だったかもしれない。

世間一般の人も含めて最も大きな出来事だと思うのが、1級建築士による耐震強度偽装問題であった。この事件は我々の生命に直接関係してくる事件で、社会全体の安全性が問われた問題である。不動産業界が抱える本質的な社会性が問われている。

この問題を資格業として考えてみたい。

国会での証言によると、「できなければ事務所を変える」「安くしろ。」と言われたそうである。おや？どこかの業界とよく似ている。

建築士の業務は意匠、構造、設備、監理とわ

かれていて、構造計算部門などは評価が低く下請けが多く、報酬が低いそうである。

おやおや、本当によく似ている。

言われるがままに「はい。はい。」としてきたことがこの結果である。ここには資格者としての責任感もプライドも使命感も何もない。まさに資格業のあり方が問われた事件である。この事件により建築士の社会的な信用失墜は避けられないと思う。

私達はこれを教訓にして尚一層の研鑽に励みたい。「弱い自分がいた。」のでは許されない業務なのだ。筆界特定制度が始まり、オンライン申請も始まっている。調査士業務がこれから発展するのか、それとも不必要な資格になるのか、今年1年の私達の頑張りにかかっていると言っても過言ではない。

激動の…まさに激動の年になるべく2006年が始まった。



〒880-0803 宮崎市旭2丁目2番2号

宮 崎 県 土 地 家 屋 調 査 士 会

TEL(0985) 27-4849 / FAX(0985) 27-4898

発行人 松 浦 正 展
編 集 広 報 部

